

令和5年3月1日

破産手続廃止のための意見聴取及び
書面による計算報告について

債権者各位

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 藤川翔



破産者 大阪市西区新町2丁目3番8-505号

ワークシード株式会社

代表者代表取締役 五十嵐 立起

破産管財人 大阪府中央区平野町4丁目2番3号 オービック御堂筋ビ

ル9階 弁護士法人淀屋橋・山上合同

弁護士 仲井 晃

- 1 上記破産事件について、当裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めました。

つきましては、本破産手続の廃止決定をするにあたり、ご意見がある方はその意見を、書面で令和5年4月26日までに大阪地方裁判所第6民事部 A1-4係まで提出してください。

- 2 上記破産事件について、破産管財人から書面による計算報告の申立てがあり、任務終了の計算報告書の提出がありました。計算に異議があれば、下記期間内に書面で異議を述べることができ、その期間内に異議がなかった場合は、計算は承認されたものとみなされます(破産法89条)。

異議申述期間 令和5年4月26日 まで

- 3 破産債権者の閲覧に供するため、財産状況報告書を破産管財人事務所に備え置きました。また財産状況報告書の要旨は、管財人HP (<https://workseed-receiver.com>) においても掲載されています。

(注1) 当該破産手続を廃止するにあたって、ご意見を聴取することを目的とした債権者集会は開かれません。

(注2) 書面を提出される場合には、ご意見の理由も記載する(破産規則71条2項)ほか、住所・氏名、事件番号を必ず明記してください。

なお、特にご意見のない方は書面を提出する必要はありません。